最終更新日：2017年2月28日

日置電機株式会社
代表取締役社長　細谷和俊
問合せ先：0268-28-0555
証券コード：6866
https://www.hioki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業理念として「人間性の尊重」と「社会への貢献」を掲げております。企業とそれを構成する社員及び企業とそれをとりまく社会との関係に着目し、社員の性格や適性を尊重し能力を育成することにより、企業価値の向上を図り、それにより社会の発展に貢献することを目指してまいります。当社はコーポレート・ガバナンスを、企業価値向上のための経営体制の確立と認識しております。コンプライアンスを最重要視し、経営の効率化に取り組み適正な利益を確保すると同時に、経営情報の積極的な開示により経営の透明性を高め、株主・投資家、顧客、社員等すべてのステークホルダーに対して、その社会的責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使を可能とする環境作り、招集通知の英訳】
当社は、機関投資家や海外投資家の比率が低いため、議決権の電子行使を可能とする環境作りや招集通知の英訳は実施しておりません。今後、株主構成を勘案して実施の是非を検討してまいります。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果の概要】
当社の取締役会では、自由闊達な討議が行われております。昨年1年間の議事録をもとに自己評価したところ、一部の指摘事項、検討事項についてその後の報告が不明確であったため是正いたしました。また、アンケート方式による自己評価において取締役会の活性化について意見、課題が上げられましたので、今後の取締役会の中で議論を深めてまいります。
取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果の概要の開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、グループ事業との関係性や収益性等を踏まえ、安定的な取引関係の維持・発展が必要と認められるなど、政策的な目的により株式を保有しております。また、主要な銘柄については、毎年、取締役会において中長期的な視点で検証し、保有の継続について判断しております。保有している株式の議決権行使については、発行会社の企業価値向上及びコンプライアンス体制、グループ事業との取引関係の維持・発展につながるかどうかの観点から賛否を判断しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社と取締役、監査役及びその近親者並びに主要株主との取引（以下「関連当事者間の取引」とします）については、取引の有無に関する調査を毎年実施しております。また、関連当事者間の取引については、会社法及び金融商品取引法等、各種法令、規則に従い、取締役会決議のうえ開示いたします。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i) 当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に、当社に対する理解と信頼を深め適正な評価をしていただくために、適切な企業情報を適時・公平に開示していくことを基本方針としております。当社ウェブサイト上で企業理念、経営ビジョン（HIOKIが目指す企業像）、中期経営計画、情報開示方針等の情報を開示しております。
企業理念、経営ビジョン　URL　https://www.hioki.co.jp/jp/corporate/e_image/
中期経営計画　URL　https://www.hioki.co.jp/jp/ir/mid-term/
情報開示方針　URL　https://www.hioki.co.jp/jp/ir/policy/
(ii) 当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値向上のための経営体制の確立と認識しております。コンプライアンスを最重要視し、経営の効率化に取り組み適正な利益を確保すると同時に、経営情報の積極的な開示により経営の透明性を高め、株主・投資家、顧客、社員等すべてのステークホルダーに対して、その社会的な責任を果たしてまいります。
(iii) 当社取締役等の報酬については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決議しております。今後は、客観性と透明性を高めるため、社外取締役2名を含む経営諮問委員会の答申をもとに取締役会にて決議いたします。監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。
(iv) 当社の取締役候補、監査役候補の指名については、業績、人格、見識などを総合的に勘案し取締役会にて決議しております。今後は、客観性と透明性を高めるため、経営諮問委員会の答申をもとに取締役会で決議いたします。
(v) 取締役、監査役の選任・指名理由は、株主総会招集通知にて説明しております。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社の取締役会は、事業に関する基本方針や組織に関する事項及び株式や資産に関する事項などの重要事項を決定しております。また、当社は執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離しております。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行っております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しておりま

す。選任理由については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等で開示しております。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社は、定款で取締役を10名以内、監査役を5名以内としており、現在、取締役6名及び監査役4名が選任されております。このうち社外役員としては、社外取締役2名及び社外監査役2名が選任されており、社外の知見も取り入れて経営の透明性と健全性を高め、また実効性も上げるべく努めております。取締役及び監査役の選任については、原則3-1 (iv) に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況】
当社の社外取締役2名は、他の上場会社等の役員を兼任しておりません。社外監査役2名は、他の上場会社等の役員を兼任しておりますが、兼任数は1社であり合理的な範囲内であります。これらの情報は、株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じて毎年開示しております。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役・監査役からの要望を踏まえ、取締役・監査役を対象とした研修を随時企画・実施することとしております。メーカーとしての基本である現場・現物・現実を重視し、市場の調査、展示会・外部セミナーなどに積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主及び投資家との建設的な対話に向けて、懇親会を含む開かれた株主総会を継続的に開催しており、機関投資家に対しては継続的に説明会や個別面談等の対話の機会を設けております。また、IR活動を統括する役員を定め、関連部門と連携を図り株主及び投資家との長期的な信頼関係を構築するための建設的な対話を促進する体制を整備しております。当社は、株主及び投資家との対話に際しては、情報開示方針に基づき適時かつ公平な情報開示に努めるとともに、開示内容や範囲について、経営陣及び関連部門と連携のうえ決定し、インサイダー情報の管理に努めております。また、決算説明会資料等の各種開示資料については当社ウェブサイトに掲載し、広く一般に情報を提供しております。なお、対話を通じて得られた株主及び投資家からの意見等については、必要に応じ経営陣へ報告しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日置　恒明	800,055	5.70
日置電機社員持株会	774,324	5.52
日置　勇二	719,100	5.12
株式会社八十二銀行 (常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	666,380	4.75
日置　妙子	633,380	4.51
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)	510,400	3.63
日置　秀雄	402,000	2.86
日置　晶	248,088	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	221,900	1.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	218,700	1.55

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中谷　朔三	他の会社の出身者											
田中　茂	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中谷　朔三	○	―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する適切な監督機能を果たしていただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
田中　茂	○	（重要な兼職の状況） 住友電気工業株式会社　顧問	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する適切な監督機能を果たしていただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として社外有識者を含む経営諮問委員会を設置し、経営の意思決定の透明性・公平性を確保しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は定期的に会合を開き、監査方針、監査結果その他について意見交換を行っております。また監査役が監査計画に沿って監査を進めるにあたり、必要ある場合には都度会計監査人と打合せを行っております。
当社の会計監査人は太陽有限責任監査法人であり、会計監査人に対する報酬の額は28百万円であります。
監査室は年間の監査計画を立案するにあたり、監査役と打合せを行っております。また内部監査の結果について監査役に報告し、必要ある場合には意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川　直樹	公認会計士													
弓場　法	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川　直樹	○	（重要な兼職の状況） 小川直樹会計事務所　所長 株式会社マルイチ産商　取締役（監査等委員）	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
弓場　法	○	（重要な兼職の状況） 弓場会計事務所　所長 太平電業株式会社　社外取締役	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

毎月の報酬については恒常的に業績（成果）と連動するわけではありませんが、賞与については2007年12月期より法人税法第34条第1項第3号に規定する利益連動給与として支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、2016年12月期における取締役に支払った報酬等の額は199百万円である旨、開示いたしました。
（注）上記の報酬等の額には、2016年12月期に係る役員賞与20百万円及び2016年12月期における役員退職慰労引当金繰入額10百万円を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、企業価値の継続的な向上を目指し、業績や株主価値との連動性を高め、透明性の高い報酬制度とすることを基本方針としております。また、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬限度額を決定しており、その範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成しております。社外取締役及び監査役の報酬は、独立性の観点から固定報酬のみで構成しております。また、2017年3月から社外を除く取締役及び監査役は、固定報酬のうち一定額を役員持株会に拠出し、自社株式を取得することとしております（株式取得型報酬）。

なお、業績連動報酬である取締役賞与は、2007年12月期から法人税法第34条第1項第3号に規定する利益連動給与として支給することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐するセクションは総務部であります。月次会計資料、各部門からの主要な月次報告書は定期的に総務部より提出され、取締役会の議題についても事前に提示されております。

また、内部監査部門である監査室を設置し、社外監査役職務の補助機能を果たしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は、取締役6名（うち2名は社外取締役）で構成されております。取締役会は経営の基本方針、法令及び定款で定められた事項並びに経営に関する重要事項を決定する機関として毎月1回開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会の諮問機関として経営諮問委員会を設置しております。

当社は、監査役制度を採用しております。当社の監査役会は監査役4名（うち2名は社外監査役）で構成されております。監査役は取締役会をはじめとして重要な会議に出席し、また、監査役会において年間監査計画を策定し業務及び財産の状況の調査を通して、取締役の業務執行を監査しております。

当社は、2001年4月に執行役員制度を導入し、各経営管理組織の管掌役員を明確にすると同時に、効率的に業務執行ができる体制としました。

また、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。2016年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士
　業務執行社員　大村　茂、秋田　秀樹
会計監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士7名、その他9名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

次のとおり会社機関の各機能の強化を図ることで、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保する体制を実現していくことができると考えております。

⑴ 監査役制度の採用と監視機能の強化

会社法に基づく監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外監査役（4名中2名）を招聘し、経営の監視機能を強化しております。

⑵ 取締役会機能の強化及び責務の厳格化

取締役会を少人数構成（6名）とすることにより、迅速な経営の意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役（2名）を招聘し、経営の監督機能を強化しております。

⑶ 執行役員制度の採用による迅速な業務執行

執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離しております。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行っております。

⑷ 経営諮問委員会の設置

取締役会の諮問機関として社外有識者を含む経営諮問委員会を設置し、経営の意思決定の透明性・公平性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2016年12月期に係る定時株主総会を2017年２月24日に開催する等、株主総会の早期開催に 努めております。
その他	招集通知を発送前に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しております。 株主総会終了後、会社近況報告及び懇親会（立食パーティー）を開催し、開かれた株主総会を目指しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	第２四半期及び期末の決算発表後、機関投資家の皆様（30名～40名位）に決算の内容及び業績予想の見通しについて説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（URL https://www.hioki.co.jp/）に決算短信、決算短信以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算（会社）説明会資料、事業の報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部内にIR担当部署の広報課を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「社員行動規範」を制定し、当社と取引先、地域社会、同業他社及び株主とのあるべき姿について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	総務部を中心に、環境保全活動及びＣＳＲ活動を積極的に推進しております。また、活動報告は毎年発行する「社会環境活動報告書」「会社案内」に記載し、当社ウェブサイトでも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算発表の早期化、株主総会の早期開催をはじめ、タイムリーディスクロージャーに努めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備しております。

⑴ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社は、企業理念である「HIOKIの理念（人間性の尊重、社会への貢献）」に基づき、社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための指針として、「社員行動規範」を制定している。当社及び子会社の取締役及び部長・室長は自ら率先してこれを遵守、実践して社員の模範となるように努める。内部監査部門は、総務部と連携し当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。また、会社が社員の意見を聞くために定期的に志向調査を実施するとともに、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を構築し、これを運営する。
また、当社は社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化するとともに、取締役は取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督し、また社外監査役を含む監査役による監査を受ける。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は取締役会及び経営会議等の議事録、稟議決裁書等、取締役及び部長・室長の職務の執行に係る情報を、「文書取扱規定」に定めるところにより適切に管理する。
当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

⑶ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社及び子会社はコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティー等、様々なリスクに対する未然防止手続き、発生した場合の対処方法等を定めた「リスク管理規定」を制定する。各部門は当該規定に従って業務を遂行し、グループ全体のリスクの回避及び損失の軽減に努める。
内部監査部門は当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議決定する。

⑷ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、取締役会において中期経営計画及び年度計画を定める。年度計画を達成するために、取締役及び部長・室長は各部門の具体的な目標を策定する。
当社の取締役会及び経営会議において、月次ベースで当社及び子会社の実績の評価を行い、改善策を実施し、全体的な業務の効率化を実現する。

⑸ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は子会社の事業に関して責任を負う取締役または部長・室長を任命し、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与え、子会社の経営状況に関する報告を受けるものとする。
当社の当該取締役及び部長・室長は子会社の取締役会に出席し、または報告を受けて事業活動に関する評価を行うとともに、子会社の社長と協力してこれらの体制の構築を図る。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役の職務を補助する組織を監査室とする。監査役から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
監査室員の独立性を確保するため、室員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の事前の同意を必要とする。

⑺ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役または使用人は次の事項を当社の監査役に報告する。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・取締役及び部長・室長の職務執行に関して不正行為、法令または定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実
・毎月の月次会計資料及び各部門からの主要な月次報告書
・内部監査報告書
当社の監査役は、当社の取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、あるいは当社及び子会社の会議の議事録や稟議決裁書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や使用人に報告、説明を求めることができる。
監査役に報告をしたことを理由として不利益な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。

⑻ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役社長、会計監査人との定期的な意見交換会を実施する。
監査役がその職務の執行について生じる費用の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、迅速に対応する。

⑼ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を一切持たないこととする。反社会的勢力による被害を防止する体制として、会社組織全体で対応することを前提に、社内規定においてその担当責任者を総務部長としている。総務部では、警察や顧問弁護士と連携し、情報収集など緊密な関係を構築している。

⑽ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、その有効性を評価し、その結果を外部に向けて報告する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を一切持たないこととする。反社会的勢力による被害を防止する体制として、会社組織全体で対応することを前提に、社内規定においてその担当責任者を総務部長としている。総務部では、警察や顧問弁護士と連携し、情報収集など緊密な関係を構築している。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、会社情報の適時適切な開示の重要性を十分認識しており、これを実行するための「ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）」及び「社内体制」を次のとおりとしております。

1．ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）

⑴ 基本方針
当社は、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様が、当社に対する理解と信頼を深め適正な評価をしていただくために、適切な企業情報を適時・公平に開示してまいります。

⑵ 開示基準
当社は、東京証券取引所の定める会社情報の適時開示に関する規定に基づいて開示いたします。
また、これに該当しない情報であっても、ステークホルダーをはじめ広く社会の皆様に役立つ情報については、当社にとって有利、不利にかかわらず、可能な範囲で迅速かつ正確に開示いたします。

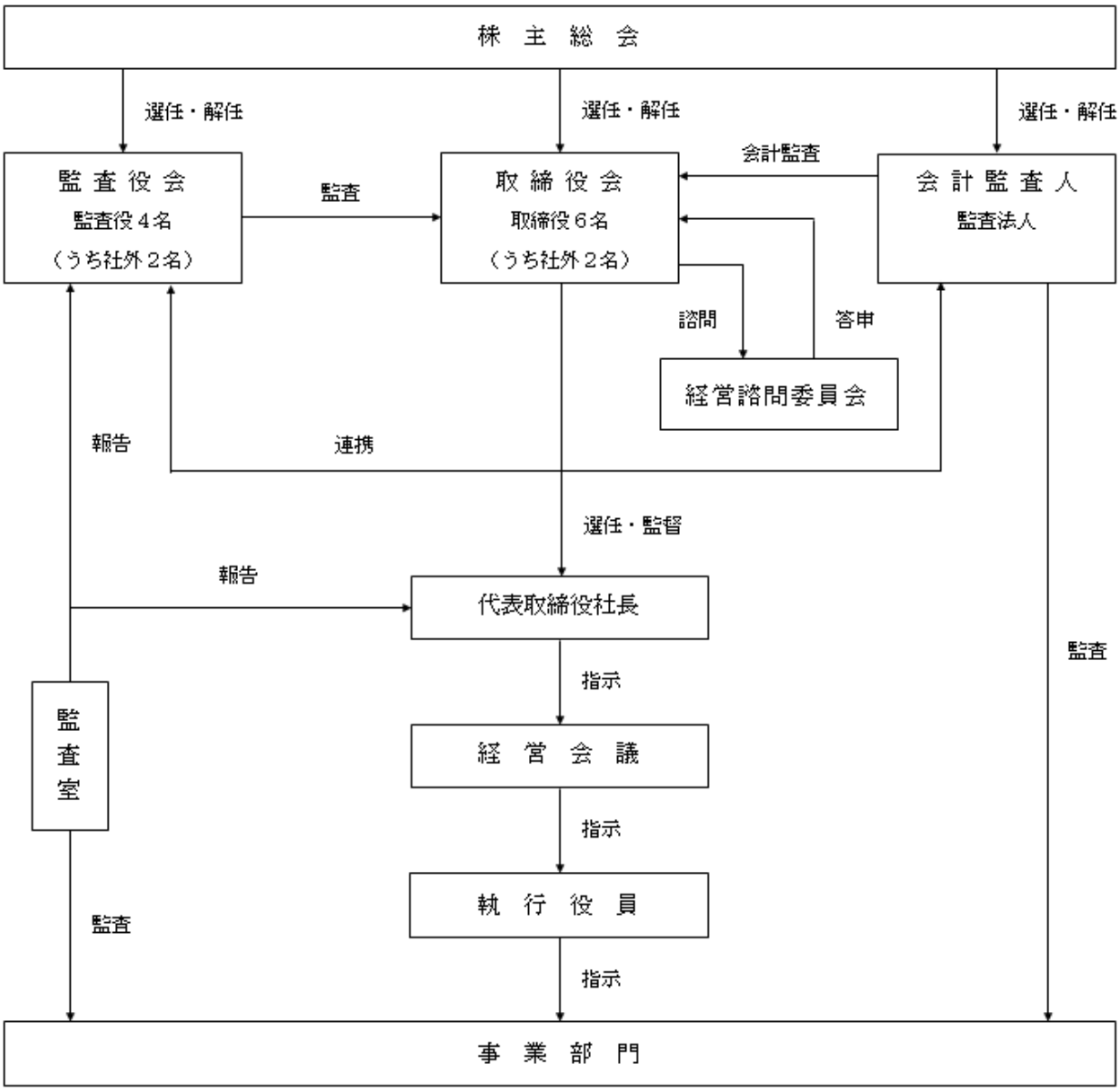
⑶ 開示方法
適時開示が求められる会社情報は、東京証券取引所の適時情報開示システム（TDnet）及び関係する報道機関に公開いたします。
また、これに該当しない情報であっても、その重要性及び緊急性に応じて、TDnet、ニュースリリース、記者会見など適切な方法により開示いたします。
なお、上記方法で開示した情報は、当社ウェブサイトに速やかに掲載いたします。

⑷ 沈黙期間
当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、決算に関する質問の回答やコメントを差し控えさせていただいております。
ただし、この期間中に業績予想と既に発表した予想が大きく乖離することが判明した場合は、TDnet、ニュースリリース、当社ウェブサイトにより業績予想修正として情報を開示いたします。

⑸ 情報開示資料
制度的開示資料：決算短信、決算公告、有価証券報告書、営業報告書（総会招集通知に含む）
自主的開示資料：ニュースリリース、事業報告書、会社案内、決算説明会資料、その他

2．社内体制

会社情報管理責任者は総務部長が担当し、適時開示の対象となる重要情報は総務部長に集約されます。総務部長は当該情報を入手後遅滞なく経営会議に諮り、開示すべき重要事項については取締役会に報告のうえ開示いたします。
重要事項の開示につきましては、可能な限り迅速に開示できるよう総務部内で連携して行います。決算発表日につきましても早期化に積極的に取り組んでおります。また、開示すべき重要情報の内容について社内規定に定め、周知徹底を図っております。


株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監 査 役 会
監査役４名
（うち社外２名）
監査
取 締 役 会
取締役６名
（うち社外２名）
会計監査
会 計 監 査 人
監査法人
諮問
答申
経営諮問委員会
報告
連携
選任・監督
報告
代表取締役社長
監査
指示
監査室
経 営 会 議
指示
執 行 役 員
監査
指示
事 業 部 門